

## 都税に係る軽減措置の継続について

## 1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 (面積 200 m <sup>2</sup> までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 (面積 400 m <sup>2</sup> 以下の土地のうち 200 m <sup>2</sup> までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 都市計画税 } 負担水準65%に相当する税額まで軽減
(4) 住宅用地等 (税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等)	○創設 平成21年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 都市計画税 } 前年度の1.1倍に相当する税額まで軽減

※ 対象は23区内の土地です。

## 2 耐震化促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
耐震化のための建替え 又は改修を行った住宅 (ア 昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は耐震改修した場合) (イ 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された一定の木造住宅を耐震改修した場合(今回追加))	○創設 平成20年度 ○目的 ・ 住宅の耐震化促進を支援 ・ 災害に強い東京を実現	<建替え> 固定資産税 } 都市計画税 } 10割 (3年度分)  <耐震改修> 固定資産税 } 都市計画税 } 1戸あたり120m <sup>2</sup> の床面積相当分まで、10割 (1年度分)

※ 対象は23区内の家屋です。